

「労働契約法制定の課題——厚労省研究会中間報告が提起するもの」

2005.7.22. JILPT 労働政策フォーラム

菅野 和夫

はじめに：「労働契約法」制定の動き

1. 「労働契約法」制定の前提となる「労働契約」の特色

2. 戦後労働法制と「労働契約法」の欠如

3. 独自の労働契約法理の発展

○出発点は、解雇権濫用法理の形成と確立（日本食塩最判昭 50、高知放送最判昭 52）

○ついで、就業規則の合理的変更法理（秋北バス最大判昭 43）

○さまざまな派生法理

——試用期間の法理・採用の自由の法理（三菱樹脂最大判昭 48）

——有期雇用者の雇止めの法理（東芝柳町工場最判昭 49、日立メディコ最判昭 61）

——採用内定の法理（大日本印刷最判昭 54）

——整理解雇の 4 要件（東洋酸素東京高判昭 54）

——企業秩序の法理（富士重工最判昭 52、国鉄札幌運転区最判昭 54、関西電力最判昭 58）

——配転命令の法理（東亜ペイント最判昭 61）

——出向命令の法理（新日本製鐵最判平 15）・・・

4. 戦後労働法制の再編成へ——労働契約法制定への流れ

(1) 1980 年代半ばから労働立法の再編成へ

(2) 労使紛争の構造的変化——労働契約紛争（個別労働紛争）が主役へ

(3) 労使紛争解決制度の再編成——個別労働紛争解決促進法（平 13）と労働審判法（平 16）

5. 労働契約法制定の基本的論点

(1) なぜ制定が必要か

(2) 労働契約法の基本的性格は？

(3) 誰のための労働契約法か？

(4) 労働基準法の手直しも必要

(5) 中核的内容その 1：就業規則の効力

(6) 中核的内容その 2：労使委員会

おわりに